

報 告 第 15 号

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 6 年 6 月 17 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和5年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第5号）

第1条 令和5年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度長崎県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 年間総処理水量	10,100,000m ³	△182,462m ³	9,917,538m ³
(2) 一日平均処理水量	27,596m ³	△499m ³	27,097m ³
(4) 主な建設改良事業 処理場建設改良	290,007千円	△34,700千円	255,307千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	1,081,828千円	△20,213千円	1,061,615千円
第1項 営業収益	656,500千円	△11,861千円	644,639千円
第2項 営業外収益	425,328千円	△8,352千円	416,976千円
	支 出		
第1款 事業費用	946,399千円	△78,062千円	868,337千円
第1項 営業費用	917,085千円	△76,697千円	840,388千円
第2項 営業外費用	29,314千円	△1,365千円	27,949千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額132,733千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,433千円、過年度分損益勘定留保資金56,710千円及び当年度分損益勘定留保資金59,590千円」を「不足する額134,499千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,824千円、過年度分損益勘定留保資金56,710千円及び当年度分損益勘定留保資金64,965千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	289,968千円	△36,466千円	253,502千円
第1項 企業債	79,000千円	△19,800千円	59,200千円
第3項 負担金	66,968千円	△16,666千円	50,302千円
	支	出	
第1款 資本的支出	422,701千円	△34,700千円	388,001千円
第1項 建設改良費	290,007千円	△34,700千円	255,307千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建 設 改 良 費	千円 79,000	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和5年度。ただし、購入その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年 利 5.0%以 内	借入時期から30年以内（うち据置期間5年以内）において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、企業財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 59,200	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	79,000				59,200			

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	31,240千円	△1,658千円	29,582千円